

平成27年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1	職員の競争試験及び選考の状況	1 P
	(1) 採用試験	1 P
	(2) 採用選考	6 P
	(3) 昇任試験	7 P
	(4) 昇任選考	8 P
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成27年10月15日）の骨子	9 P
3	職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	12 P
4	職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	13 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第 15 条において任用の根本基準として「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、職員採用上級試験等 5 種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等 3 種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うこととしている。

なお、平成 16 年度からは身体障害者を対象とした職員採用選考試験も実施している。

(1) 採用試験

平成 27 年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験 839 名（対前年 5.3%の増）、中級試験 32 名（対前年 28.0%の増）、初級試験 224 名（対前年 13.5%の減）、警察官 407 名（対前年 10.5%の減）となっている。

なお、平成 27 年度に受験者確保のために行った広報活動は次のとおりである。

- ① 人事委員会のホームページのリニューアル
- ② 職員採用パンフレットの作成（8 ページ、2,500 部）
- ③ 新聞への広告（3 回）
- ④ 広報広聴課の行う広報媒体（さん SUN 高知、テレビ、ラジオ）による広報
- ⑤ 高知県職員採用ガイダンスの実施（平成 28 年 3 月 2 日間開催 267 人参加）
- ⑥ 学校での説明会（3 回）
- ⑦ 学校、障害者団体等への試験案内の送付（約 690 件）
- ⑧ U・I ターン就職相談会等への参加（9 回）
- ⑨ 関西圏大学訪問（6 大学）
- ⑩ 県内学校訪問（7 校 8 箇所）

ア 試験の種類等

平成27年度に行った採用試験の種類の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上 級	大学卒業程度	(行政・TOSA以外) 教養試験 専門試験 (行政・TOSAのみ) 記述式試験 論文試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中 級	短期大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ) 論文試験(技術以外)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	教養試験 小論文試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官A(男性)及びB(男性)の第1次試験は、警視庁(東京都)、大阪府警察本部及び兵庫県警察本部と共同で実施している。
2. 警察官の試験区分のうちAは大学卒業者、Bはその他の者を対象とする(以下、各表について同じ。)

イ 実施日程

平成27年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	試験公告	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上 級 (行政・TOSA)	4月10日	4月13日 ～5月7日	5月31日	7月18日 8月1日～ 8月9日	8月25日
上 級	4月20日	5月8日 ～5月25日	6月28日	8月9日	
上 級 (特別募集)	12月3日	12月3日 ～1月5日	1月17日	2月6日～ 2月7日	2月24日
中・初 級	7月14日	8月19日 ～9月3日	9月27日	10月24日 11月7日～ 11月10日	11月19日
警察官 A (男性・女性)	4月10日	4月13日 ～5月25日	7月12日	7月26日 8月12日～ 8月16日	9月2日
警察官 B (男性・女性)	7月14日	8月19日 ～9月3日	10月18日	11月3日 11月11日～ 11月13日	11月27日

ウ 採用試験の実施状況
 平成27年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。
 (ア)上級試験

試験区分	採用予定人員	申込者数				第1次受験者数				受験率		第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		倍率	※参考 (昨年倍率)								
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性										
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性																		
行政	20	363	215	148	36	10	26	301	172	129	29	10	19	40	23	17	38	23	15	24	15	9	—	—			
警察事務	3	28	8	20	110	54	56	25	7	18	90	42	48	9	6	3	6	3	3	3	3	1	2	—	—		
学校事務	9	52	17	35	280	164	116	44	16	28	237	134	103	27	18	9	24	16	8	10	5	5	—	—			
選択志望職種(事務職種)小計	32	443	240	203	426	228	198	370	195	175	356	186	170	76	47	29	68	42	26	37	21	16	100	6.5	—		
行政・TOSA	15	335	199	136	281	161	120	83.9%	45	31	14	40	27	13	16	14	2	17.6	18.5	16	14	2	17.6	18.5			
土木	16	32	28	4	25	22	3	78.1%	16	15	1	16	15	1	8	0	3.1	2.3	8	8	0	3.1	2.3	—	—		
建築	2	7	5	2	7	5	2	100.0%	5	4	1	4	3	1	1	0	7.0	5.0	5	5	10	5	2.6	5.0	—	—	
農業	10	30	22	8	26	19	7	86.7%	17	12	5	16	11	5	10	5	2.6	5.0	10	5	5	5	2.6	5.0	—	—	
畜産	1	6	3	3	6	3	3	100.0%	3	1	2	3	1	2	1	0	6.0	7.0	3	1	2	1	6.0	7.0	—	—	
林業	7	17	13	4	16	12	4	94.1%	13	9	4	12	9	3	5	4	3.2	3.0	5	4	1	3.2	3.0	—	—		
水産	3	13	13	0	11	11	0	84.6%	9	9	0	7	7	0	3	0	3.7	3.7	3	3	0	3	3.7	3.7	—	—	
化学	2	19	15	4	16	14	2	84.2%	8	8	0	8	8	0	2	0	8.0	6.5	2	2	0	2	8.0	6.5	—	—	
電気	4	9	9	0	6	6	0	66.7%	5	5	0	5	5	0	2	0	3.0	3.0	2	2	0	2	3.0	3.0	—	—	
社会福祉社 (児童福祉)	3	11	3	8	11	3	8	100.0%	8	1	7	8	1	7	3	0	3.7	2.0	3	0	3	0	3	3.7	2.0	—	—
社会福祉社 (小児心理)	2	7	0	7	5	0	5	71.4%	5	0	5	5	0	5	2	0	2.5	4.0	2	0	2	0	2	2.5	4.0	—	—
上級試験(定期)小計	97	929	550	379	780	451	329	84.0%	210	142	68	192	129	63	90	59	8.7	—	63	90	59	31	8.7	—	—	—	
土木(特別募集)	16	30	26	4	24	20	4	80.0%	18	15	3	16	13	3	5	3	4.8	3.6	3	3	2	2	4.8	3.6	—	—	
林業(特別募集)	5	24	19	5	22	17	5	91.7%	15	13	2	15	13	2	5	0	4.4	—	2	2	5	0	4.4	—	—	—	
電気(特別募集)	4	16	16	0	13	13	0	81.3%	10	10	0	9	9	0	4	0	3.3	—	0	4	4	0	3.3	—	—	—	
上級試験(特別募集)小計	25	70	61	9	59	50	9	84.3%	43	38	5	40	35	5	14	2	4.2	—	5	14	2	2	4.2	—	—	—	
上級試験合計	122	999	611	388	839	501	338	84.0%	253	180	73	232	164	68	104	71	8.1	—	68	104	71	33	8.1	—	—	—	

(イ)警察官A

試験区分	採用予定人員	申込者数	1次受験者数	受験率	1次合格者	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
警察官A男性	45	241	156	64.7%	119	102	48	3.3	4.7
警察官A女性	10	71	44	62.0%	30	25	12	3.7	3.2
計	55	312	200	64.1%	149	127	60	3.3	—

(ウ)中級・初級

a 中級試験

試験区分	採用 予定 人員	申込者数		第1次受験者数		第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		倍率	※参考 (昨年倍率)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
		受験率	受験率	受験率	受験率	受験率	受験率							
司書	2	42	35	32	27	8	5	3	5	2	0	2	16.0	12.5
中級計	2	42	35	32	27	8	5	3	5	2	0	2	16.0	12.5

b 初級試験

試験区分	採用 予定 人員	申込者数						第1次受験者数		第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		倍率	※参考 (昨年倍率)							
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		受験率		第1次合格者数		第2次受験者数				最終合格者数						
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			男性	女性					
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			男性	女性					
行政	10	133	76	57	59	30	29	122	70	52	24	28	30	13	17	28	13	15	10	6	4	-	-	
警察事務	3	32	12	20	58	27	31	30	11	19	26	25	11	7	4	11	7	4	4	1	3	-	-	
学校事務	8	69	29	40	104	54	50	58	22	36	49	47	24	7	17	23	7	16	8	1	7	-	-	
選択志望職種計	21	234	117	117	221	111	110	210	103	107	99	100	65	27	38	62	27	35	22	8	14	9.5	8.0	
土木	5	11	11	0	0	10	0	10	10	0	0	0	9	9	0	8	8	0	5	5	0	0	2.0	3.3
林業	1	4	4	0	0	4	0	4	4	0	0	0	3	3	0	1	1	0	1	1	0	0	4.0	8.0
初級計	27	249	132	117	224	117	107	224	107	107	77	39	38	71	36	35	28	14	14	14	14	8.0	7.6	

(工)警察官B

試験区分	採用予定人員	申込者数	1次受験者数	受験率	1次合格者数	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
警察官B男性	23	226	172	76.1%	70	62	25	6.9	4.5
警察官B女性	4	48	35	72.9%	12	12	6	5.8	3.4
計	27	274	207	75.5%	82	74	31	6.7	4.2

工 試験成績の開示請求の状況
平成27年度の開示請求の状況は、次のとおりである。

試験の種類	要綱に基づく請求						条例に基づく請求						合計					
	第1次試験		第2次試験		第1次試験		第2次試験		第1次試験		第2次試験		第1次試験		第2次試験			
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上級	570	56	9.8%	120	32	26.7%	780	1	0.1%	192	3	1.6%	780	57	7.3%	192	35	18.2%
中級	24	6	25.0%	6	2	33.3%	32	0	0.0%	8	0	0.0%	32	6	18.8%	8	2	25.0%
初級	147	12	8.2%	49	23	46.9%	224	0	0.0%	71	2	2.8%	224	12	5.4%	71	25	35.2%
上級 (特別課税)	16	0	0.0%	29	6	20.7%	59	0	0.0%	40	0	0.0%	59	0	0.0%	40	6	15.0%
警察官	176	12	6.8%	140	27	19.3%	407	0	0.0%	201	1	0.5%	407	12	2.9%	201	28	13.9%
身障	3	0	0.0%	4	2	50.0%	10	0	0.0%	6	0	0.0%	10	0	0.0%	6	2	33.3%
計	936	86	9.2%	348	92	26.4%	1,512	1	0.1%	518	6	1.2%	1,512	87	5.8%	518	98	18.9%

(注) 1. 「要綱」とは、試験成績にかかる個人試験生成期の開示事務取扱要綱、条例とは「個人情報保護条例」を指す。

2. 要綱に基づく開示対象者は

1 次試験者数 - 第1次合格者数

2 次試験開示対象者 = 第1次合格者数 - 最終合格者数

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成27年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不相当であると認める場合

ア 一般職員

（身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上。）

（単位 人）

職種		職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5～7等級
事務系	一般事務		1	4		1	8
	管理主事等				10	1	4
	計		1	4	10	2	12
技術系	医師			1	3	1	
	獣医師						2
	土木		1		1		
	林業						
	建築					2	1
	研究職						
	薬剤師						9
	看護師						47
	その他			1	3	2	30
	計		1	2	7	5	89
合計			2	6	17	7	101
任命権者委任分（医師）							7

（注） 医師の5等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分（医師）」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
	警察官		8	0	0

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験区分	区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (28.4.1現在)
行政 (初級試験相当)		10	2	—	2
		0			
学校事務 (初級試験相当)		0	1	—	1
		9			
合計		10	3	3.3	3

(注) 行政及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成 27 年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分	受験者数	合格者数	倍率
	警 部	一般試験	92	11
専門試験		19	2	9.5
警 部 補	一般試験	194	36	5.4
	専門試験	53	3	17.7
巡査部長	一般試験	381	37	10.3
	専門試験	25	7	3.6
合 計	一般試験	667	84	7.9
	専門試験	97	12	8.1

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成27年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
事務	17	26	50	35
技術	7	33	93	25
合計	24	59	143	60

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

職種の階級	警視	警部	警部補	巡査部長
警察官	8 (6)	5 (24)	0 (14)	6 (4)

(注) () 内は退職時昇任の数である。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

■職員の給与等に関する報告及び勧告（平成27年10月15日）の骨子

1 給料表は7年ぶりの引上げ改定、ボーナスは改定なし

- (1) 民間給与との較差（529円、0.15%）を解消するため、初任給を重点的に引き上げ、若年層に限定して改定
- (2) ボーナス（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給の支給割合と職員の支給月数がおおむね均衡

2 医師等の初任給調整手当を引上げ

1 民間給与との比較

県内101事業所の3,826人の個人別給与を实地調査（調査完了率 91.0%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与 (A)	職員（行政職）の給与 (B) （平均年齢 43歳2月）	較差 (A) - (B) （(A-B) ÷ B × 100）
347,685円	347,156円	529円 (0.15%)

【ボーナス】 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		（参考）国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成27年	3.96月	3.95月	4.21月	4.10月

2 本年の給与に関する事項

(1) 改定の内容

ア 給料表

現行の給料表の給料月額を基礎として、民間との較差を踏まえた改定

(ア) 行政職給料表

本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定して改定

(イ) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定（特定任期付職員に適用される給料表等を除く）

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等の支給月額の限度を国に準じて引上げ
412,200円 → 413,300円

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師等の支給月額の限度を引上げ
67,100円 → 67,300円

(2) 実施時期

- 給料表 平成27年4月1日
- 初任給調整手当 平成28年4月1日

(3) 勧告に基づく職員の平均年間給与額の試算（行政職 平均年齢43歳2月）

	勧告前（A）	勧告後（B）	（B）－（A）
平成27年	560.1万円	560.9万円	0.8万円

(4) 報告事項

期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合と職員の支給月数がおおむね均衡していることから、支給月数の改定を行わないことが適当

3 給与制度の総合的見直しに関する事項

(1) 給料表に関する事項

本年4月から国家公務員が実施している地域間及び世代間の給与配分の見直しについて検討した結果、昨年同様、現時点では特段の見直しが必要と認められないため、これらに伴う給料表の改定は行わないこととすることが適当

(2) 諸手当に関する事項

ア 地域手当

平成28年4月1日から医師等に対する支給割合を国に準じて給与条例に定める支給割合に引上げ

イ 単身赴任手当

平成28年4月1日から基礎額及び加算額の限度を国に準じて給与条例に定める額に引上げ

4 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

引き続き、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性を高めていくことが必要であり、研修や評価に関わる面談の機会などを通して職員の制度理解を深めるとともに、地方公務員法改正の趣旨も踏まえつつ、制度や運用全般に対する工夫や改善の視点を持ち、取り組むことが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

縮減に向けた様々な取組にもかかわらず、時間外勤務は増加傾向が見られ、なお業務の進め方の工夫・改善などに努めることが重要

各任命権者のそれぞれの実情に応じて、なお一層、きめ細かに縮減に向けて取り組むとともに、管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理が自らの重要な職責であることを自覚し、適切な勤務時間管理に努めることが必要

時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、組織的に縮減に取り組むことが重要

学校現場では、教員の負担感・多忙感の解消に努めていくことが必要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要

特に、メンタルヘルス対策については、重点的な取組が必要であるため、予防から再発の防止に至るまでの各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要

(4) 仕事と家庭生活の両立

仕事と家庭生活の両立の支援は、職員の福祉の増進、次世代育成の面などからも重要

県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、新たに策定された次世代育成支援行動計画を着実に実行することが必要

人事院が勧告したフレックスタイム制については、今後における国の措置や他の都道府県の動向を注視しつつ検討していくことが必要

(5) 良好な勤務環境の確保

セクシュアル・ハラスメントについては、その性格上水面下のものとなりがちなことなどもあり、引き続き意識の啓発、相談制度の一層の周知などに努めていくことが必要

パワー・ハラスメントについては、指導との線引きが難しいケースもあり、研修の更なる充実などにより管理職員等の意識の向上に取り組むとともに、相談制度の一層の周知などに努めていくことが必要

昨年度は処分事案が複数発生したほか、アンケートにおいてもハラスメントを受けたことがあるとの回答が一定数あったことから、その背景や要因の分析等を通じて、より実効性のある対策につなげていくことが必要

(6) 雇用と年金の接続

引き続き再任用制度の周知や意向調査等により、培ってきた能力や経験が生かせる職務への配置に努めることが必要

今後さらに再任用職員の増加が見込まれることなどから、職員全体のモチベーションの確保、組織活力の維持、若手職員の安定的・計画的な確保等を念頭に置いた中長期的な人事管理の在り方の検討が必要

本年は給料表の改定は行わないが、再任用職員の給与の在り方については、引き続き人事院の動向を注視していくことが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成27年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成27年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

なお、不服申立ては地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から審査請求に改められている。
不服申立て件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
4	0	4	0回	0回	0回	0	0	0	1	0	0	0	3

※ 年度末係属数の3件は、昭和41年以前の事案である。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
1	1	2	0回	0回	0回	0	0	0	0	1	1	2	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 申立数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
									処分 承認	処分 修正	処分 取消		
5,283 (15)	0	5,283 (15)	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	5,283 (15)

※ 係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。